

ISO 9001

ISO 14001

ISO 45001

ISO 22000

ISO/IEC 27001

ISMS クラウドセキュリティ

ISO 55001

HACCP

# ハンドブック

登録後の手続き  
マーク類の使用規定や遵守事項等

制 定 1999.12.1  
改 定 日 2026. 4.13

**29 版**

**JCQA**

日本化学キューエイ株式会社

ホームページ：<http://www.jcqa.co.jp>

版番号	改定ページ	ハンドブック改定内容	日付
1		初版発行	1999/12/1 制定
2-26		省略	
27	P.8 P.9 P.18 P.31 P.34 P.36 P.37	<p>認証表明、認証書使用に関する文言を追記 組織の活動が定義された物理的な場所で実施されていない場合は審査計画書及び認証書(記載内容確認書)への記載が必要である旨追記(*)</p> <p>旧認証書管理の運用変更に伴う文言変更 認証機関が活動する地域について追記</p> <p>審査統括部発信の辞退手続き書類を「辞退申請書」に統合、伴い文言削除</p> <p>情報セキュリティMS 欄に登録内容変更項目を追記 (* ISO/IEC27006-1:2024)</p> <p>認証が取り消しになった場合及び認証範囲が縮小された場合の認証の引用を含む広告物の取り扱いを追記</p> <p>FAQ ボタン追加に伴いお客様ログイン画面の差し替え</p> <p>ISO/IEC27001:2013 の削除と ISO/IEC27006-1:2024 への文言修正(*)</p>	2025/2/10
28	P.15~17,19 P.31, 36	<p>マーク併記時の配置ルール見直し(「J・JCQA 適合マークと JAB 認定シボルの併記の位置を変えることはできません」の文言削除)</p> <p>「登録内容変更届②」のお客様ポータルサイト化に伴う文言の追加・修正</p> <p>27 版の目次 No.18 「お客様ポータルサイトによる認証書記載内容確認書について」: ページの削除 (運用当初の案内として掲載していたこと、さらに、ログイン画面に FAQ ボタンを設けたことから本ページを削除&lt;FAQ ボタン: 前回の改定内容&gt;)</p>	2025/5/12
29	P.4 P.7 (P.10) (P.12) P.10~12,16 P.14 P.29~30,33 P.30,32	<p>お客様ポータルサイト化に伴う追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社名……活動範囲等の変更</li> <li>・審査に関するアンケートのお願い</li> </ul> <p>認証書のコピー: 対外的な提出時の取り扱いについての説明を追加</p> <p>使用規定を遵守しマーク類を使用する、審査でその使用状況を確認することに変更はないが、現状に即し以下の文言を削除</p> <p>(旧版の P.12②) 「配付や複製等のルールを定めて」 (旧版の P.14⑨) 「使用条件を定めた手順書を作成し」</p> <p>マーク類の使用規定: 項目別に表に纏め、「認証」「認定」用語の違いを追記</p> <p>JIP-IMAC510 改定に伴う追記</p> <p>「登録内容変更届①」のお客様ポータルサイト化に伴う文言の変更: 「登録内容変更届①」→「お客様ポータルサイト」へ</p> <p>「不祥事等」を「公表予定及び公表されるような不祥事等」に文言を修正 登録内容の変更、事故・不祥事等: MS 毎の記載を纏めて記載</p>	2026/4/13

## はじめに

このハンドブックには、登録後の手続き、マーク類の使用規定や遵守事項、今後の審査におけるお願い等を掲載しております。関係箇所を参照の上ご利用ください。ご不明な点は審査統括部までお問い合わせください。(MAIL : [shinsa-bu@jcqa.co.jp](mailto:shinsa-bu@jcqa.co.jp) TEL: 03-3580-0951)

CONTENTS
目次

1. 認証の決定(登録) .....	5
2. 登録後の送付書類 .....	5
3. 認証書について .....	6
4. 認証情報の開示データ .....	8
5. JCQA 適合マーク・JAB、ISMS-AC、ANAB 認定シンボルの使用規定 ..	10
6. 初回審査 .....	25
7. 維持審査 .....	25
8. 更新審査 .....	28
9. 拡大審査 .....	29
10. 縮小を伴う審査 .....	29
11. マニュアルについて .....	29
12. 登録内容の変更、事故・不祥事等について .....	30
13. 「不適合」「軽欠点」「改善の機会」への対応について .....	31
14. 臨時審査 .....	32
15. 一時停止 .....	32
16. 復帰 .....	32
17. 認証書が変更となるケースについて .....	33
18. 複数サイト(2 サイト以上)の場合の(認証書)付属書記載について .....	34
19. 認証書レプリカ販売のご案内 .....	35

\* 下記を含む「各種 届出、申請書、注文書の様式」は JCQA ホームページに掲載しています。(URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)

- ・ 認証書注文書(追加注文用) ..... 9
- ・ JCQA適合マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書.....23
- ・ 併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書.....24
- ・ 認証書レプリカ注文書(追加注文用) .....36

表記について

労働安全衛生(マネジメントシステム)、食品安全(マネジメントシステム)、情報セキュリティ(マネジメントシステム)：申請書類には労働、食品、情報と記しております。

\* 下記の手続きはお客様ポータルサイトをご利用ください。

お客様ポータルサイトは JCQA ホームページのマイページからもアクセスできます。(URL: <https://www.jcqa.co.jp/>)



<お客様ポータルサイトでの手続き>

- ・ 社名、事業所名、住所、組織(拡大・縮小・人数)、活動範囲等の変更
- ・ トップマネジメント、管理責任者、連絡窓口担当者、請求書送付先の確認・変更
- ・ 認証書記載内容確認書の受付
- ・ 電子ファイルのダウンロード一覧
- ・ 審査に関するアンケートのお願い
- ・ 貴社へのおすすめセミナー

## 1. 認証の決定(登録)

JCQA では各マネジメントシステム登録委員会に第三者として外部委員を招聘し認証を決定しています。審査報告書は、審査チームリーダーが作成し、各審査部の技術員(レビュアー)がレビューした上で、審査部長が承認します。認証の決定は、レビュー済みの最終の「審査報告書」を基に行われます。毎月の各マネジメントシステム登録委員会は、登録委員会に先立つ 4~5 週分の審査案件について公平な審議を行っています。認証を決定した文書として「審査報告書」の送信を以って登録組織への報告といたします。「審査報告書」に誤植等があった場合は対応いたします。

## 2. 登録後のJCQAからの送付書類

登録又は登録の維持が決定された事業所には下記の書類を送付します。審査総括報告書\*は、登録委員会終了後、約 1~2 週間以内に、原則としてお客様ポータルサイトからダウンロードしていただく方式で提供します。(この方式ではお客様ポータルサイトからの自動通知メールに添付した URL から PDF 審査総括報告書\*をダウンロードして保管いただけます。ダウンロードは公開開始から約 6 か月間可能です。判定結果通知書も含まれます。)

- ① 第2段階審査(新規登録)を行なった事業所
  1. 判定結果通知書
  2. 審査総括報告書\*
  3. ハンドブック(登録後の手続き マーク類の使用規定や遵守事項等)のお知らせ
  4. 認証書
- ② 更新審査拡大(縮小)等の変更審査を行なった事業所
  1. 判定結果通知書
  2. 審査総括報告書\*
  3. 認証書
- ③ 維持審査を行なった事業所
  1. 判定結果通知書
  2. 審査総括報告書\*
- ④ 臨時審査を行なった事業所
  1. 判定結果通知書
  2. 審査総括報告書\*

審査総括報告書\*に含まれる書類

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査報告書</li> <li>・ 審査計画書</li> <li>・ 不適合・是正報告書 等</li> <li>・ 出席者リスト</li> <li>・ その他(組織図等)</li> </ul> |
|--|

### 3. 認証書について

認証書は、新規登録、更新審査又は拡大(縮小)等の変更審査で記載内容に変更があった場合に、和文の正本を発行します。(認証書発行手数料は下表の通りです。)

インターネット、パンフレット、広告、その他文書等のコミュニケーション媒体に認証の地位を引用する場合 JCQA の要求事項を遵守してください。製品(サービスを含む)又はプロセスが認証されているという誤解を与える方法でマネジメントシステム認証を引用することはできません。JCQA 及び/又は認証システムの評価を損ない又は社会的信用を失墜させるような方法や認証範囲外の活動及び事業所にも認証が及んでいると受け取られる等、誤解を招く方法で認証表明することや認証書・付属書を使用することはできません。(親会社等の他者による場合も同様です。)

**注記 1. 各事業所における活動の種類、製品及びサービスの種類に関する認証範囲を明確にし、誤解を招くことがないように、又、不明瞭にならないように認証書に明記する必要があります。**

**注記 2. 特に、食品安全マネジメントシステムにおいて登録組織の製品数及び使用用途が複雑な場合に、フードサブカテゴリに対応した製品及びサービスが分かるように、認証範囲を明記する必要があります。**

**注記 3. 情報セキュリティマネジメントシステムの認証範囲内における組織の活動が、定義された物理的な場所で実施されていない場合は、その活動が遠隔で実施されていることを「審査計画書」と「認証書」に明記する必要があります。認証書に反映するため「認証書記載内容確認書」事業所所在地欄に(遠隔)と入力してください。**

#### 発行手数料、ご注文方法、お支払い方法

##### ① 発行手数料

認証書類	発行手数料(税別)
和文[正本] 新規登録、更新及び更新拡大(縮小)、維持拡大(縮小)等の審査で認証書を発行する場合	審査料金請求時の登録料金[新規]、登録更新料金[更新及び更新拡大(縮小)等]、登録内容変更料金[維持拡大(縮小)等]に含まれます。
和文[正本] 審査名称に拡大(縮小)等を含まない「維持審査」で認証書を発行する場合や審査を伴わず社名変更、住所変更等により認証書を発行する場合	¥ 10,000
和文[副本]	¥ 3,000
英文[正本]	¥ 10,000
英文[副本]	¥ 3,000

(注)1. 正本は1通しか発行できません。(副本はご希望数を発行します。)

(注)2. 副本は正本の写しです。(和文は[副]、英文は[COPY]という文字が記載されています。)

(注)3. 副本のみの発行はできません。(例:英文正本を発行の上、英文副本を発行します。)

##### ② ご注文方法

お客様ポータルサイトから審査の約1週間前に「認証書発行手続きー認証書記載内容確認書・注文書入力送信のお願い」(お知らせメール)を連絡窓口担当者へ発信します。認証書注文画面に希望部数をご入力ください。

審査のタイミング以外で追加のご注文がある場合は『認証書注文書[品質、環境、労働、食品、情報、ISMS クラウド、アセット、HACCP]』(9 ページ)をご使用の上ご注文ください。認証書(副本)の追加注文は随時承ります。様式はホームページに掲載しています。(URL:<https://www.jcqa.co.jp/registered/>)

### ③ お支払い方法

請求書はメール(PDF 添付)にて送付します。弊社指定の銀行へお振込みください。振込手数料は貴社にてご負担くださいますようお願い申し上げます。

## 使用上の注意事項

### ① 掲示方法

認証書は『認証書』と『付属書』の一对で正式な証書となります。掲示する場合は、認証範囲に誤認が生じないよう、必ず『認証書』と『付属書』の一对で掲示してください。

### ② 認証書のコピー(紙媒体・電子媒体)

認証書の所有権は認証機関に帰属します。コピーを使用する場合は、正本との誤認を避けるため、以下の通り取り扱ってください。

- 1) 表示: 必ず「コピー」又は「(写し)」と明記し、正本と区別できるようにしてください。
  - ・ コピー(紙媒体・電子媒体)は鮮明にする。判読できない画像により、認証範囲外の活動にも認証が及んでいる等、誤解を招く恐れがある場合は、画像の直下(又はすぐ近くに)説明を付けてください。
  - ・ ウェブサイトへ掲載する場合は、編集・印刷制限の設定や、画像が容易に取得されないようにする等、第三者による不正使用を防止するための適切な措置を講じてください。
- 2) 対外的な提出時の記録保管
 

認証書のコピー(紙媒体・電子媒体)を対外的に提出する場合は、以下の2項目を記録し、保管してください。

  - 提出日
  - 提出先

この規定は、商標権のある JCQA 及び JAB 等の認定機関のシンボルマークを保護することを目的としております。そのため認証書のコピーを配布する際は、部数を含めたトレーサビリティ(提出先を追跡できる状態)を確保してください。あくまで「対外的」に提出する場合を対象としております。

- ・記録不要: 貴社内での利用。
- ・管理の範囲: 提出先(相手方)におけるその後の管理状況まで追跡する必要はありません。

#### 記録の管理方法

一元的な台帳管理は必須ではありません。担当者が提出時のメールを保存しておく等の方法でも有効な記録とみなします。

#### 記録の保管期間

商標権を考慮して 10 年の保管をお願いします。

### ③ 旧認証書

- 1) 以下の場合は、旧認証書は返却不要です。登録組織にて必ず廃棄処分をしてください。
  - ・ 更新審査の場合
  - ・ 有効期限内に住所、名称等の変更及び拡大、縮小による変更があった場合
- 2) 以下の場合は、旧認証書の正本(認証書・付属書)は登録組織にて廃棄処分 又は 弊社へ返却ください。
  - ・ 認証の取消及び返上の場合

#### 4. 認証情報の開示データ

2024年10月以降、IAF(国際認定フォーラム)のCertSearchデータベースに全世界でMS認証を受けた組織の情報が登録されました。

今後、お取引先等からのお問い合わせには、このデータベースをご活用いただけます。

<https://www.iafcertsearch.org/>

(認証機関が活動する地域は日本語で審査できる地域です。)

記入日: 年 月 日

日本化学キューエイ(株) 審査統括部 行  
 MAIL : ninsyosyokakunin@jcqa.co.jp  
 (TEL:03-3580-0951)

審査時以外、「追加」でお申し込みいただく場合にご利用ください。  
 様式はホームページに掲載しています。  
 (URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)

品質・環境・労働・食品・情報・ISMS クラウド・アセット・HACCP  
 各マネジメントシステム認証書注文書

認証書種類	発行部数	備 考
和文(正本)		※審査料に含む(拡大・縮小を含まない維持審査での変更は10,000円)
和文(副本)	部	3,000円
英文(正本)	部	10,000円
英文(副本)	部	3,000円

(税別)

注) 正本は1通しか発行できません。正本の写しの副本はご希望数を発行します。副本のみの発行はできません。

ご希望の項目にを入れてください。

品質 環境 労働 食品 情報 ISMSクラウド アセット HACCP

登録番号: JCQA-

貴社名:

受審事業所:

《送付先住所》

住所: 〒

所属部署:

担当者名:

電話番号:                   —                   —

- ご記入いただきましたお客様の個人情報は、法令に基づいて、弊社が実施している登録業務に係る連絡・調整、並びに弊社の事業のご案内に限り利用させていただきます。

JCQA記入欄

受付日	発注日	発送日	請求書発行	受付 No.	注文 No.	納品 No.	請求 No.
月 日	月 日	月 日	月 日				

## 5. JCQA適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルの使用規定

審査登録後は、登録されたマネジメントシステムにおいてJCQA 適合マーク及び併記マーク(JAB、ISMS-AC 又は ANAB 認定シンボルを組み合わせた併記)をご使用いただけます。ただし、認定を受けた分野に限ります。

・ご使用になる場合は、10～16 ページに記載された使用規定を遵守してください。

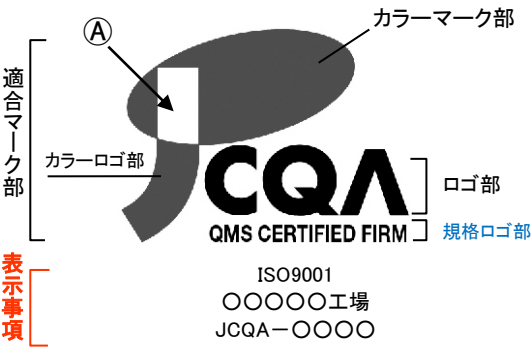
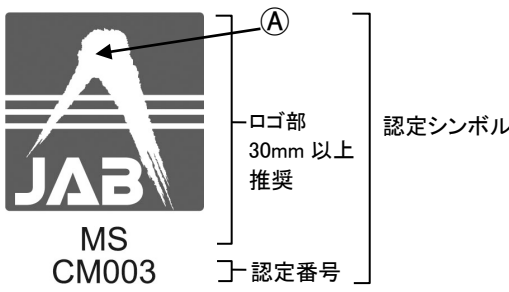
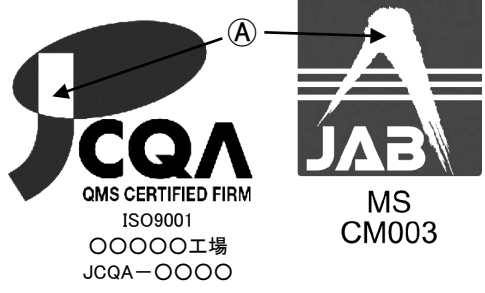
・よくある質問と回答は 17～18 ページ ・名刺記載例は 19 ページ ・使用例は 20～22 ページをご参照ください。

<p><b>使用手順</b></p>	<p>・「JCQA 適合マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書」(23 ページ)、          ・「併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書」(24 ページ) を提出してください。</p> <p>様式はホームページに掲載しています。(URL: <a href="https://www.jcqa.co.jp/registered/">https://www.jcqa.co.jp/registered/</a>)</p> <p>受領後 2～3 日程度で電子データをメールにて送信します。(無償)</p> <p>配付媒体: 電子データのみ。</p> <p>ファイル形式: 上記の送付依頼書 兼 使用申請書をご確認ください。</p>
<p><b>使用上の注意事項</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルは、JCQA がそれぞれの認定を受けていることを示しています。登録組織が JAB、ISMS-AC 及び ANAB から認定を受けていると誤解されることのないよう使用にはご注意ください。</li> <li>2) JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボル: 単独では使用できません。              ※必ず JCQA 適合マークとの併記マークとして使用してください。</li> <li>3) JCQA が発行した認証書の左下に JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルが記載されている場合に限り、該当の認証シンボルとの併記マークを使用できます。(JCQA が認定を受けていない分野については、JCQA の認定範囲が拡大された場合に使用が可能となります。)</li> <li>4) ※ISMS クラウドセキュリティの JCQA 適合マーク: 単独では使用できません。              情報セキュリティマネジメントシステムの JCQA 適合マークと並べて表示していただく、若しくは、情報セキュリティマネジメントシステムと ISMS クラウドセキュリティを組み合わせるとして 1 つにした JCQA 適合マークをご使用ください。</li> <li>5) 認証範囲外の活動及び事業所にも認証が及んでいないと受け取られるような使い方はできません。親会社等の他者による使用もできません。</li> <li>6) JCQA や認証システムの評価を損なうような、又は、社会的信用を失墜させるような JCQA 適合マーク及び併記マークの使用はできません。</li> <li>7) JCQA が定める JCQA 適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルの使用規定を遵守してください。</li> </ol>

<p><b>電子データの使用方法</b></p>	<p>1) JCQA から送付したファイルは分解や組み替えをしないでください。 JAB 認定シンボルは JCQA の認定番号(CM003)、ISMS-AC 認定シンボルは JCQA の認定番号(ISR026)を表示してください。(13~14、20~21 ページ参照)</p> <p>2) JCQA から送付したファイルの保存形式や解像度を低下させずにホームページやその他の電子媒体に使用してください。</p> <p>3) 認証範囲外の活動及び事業所にも認証が及んでいると受け取られないようにするため、JCQA 適合マークの下に、下記 3 項目(又は 2 項目)の「表示事項」を記載してください。(詳細及び例は 13~15、20~22 ページ参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 規格</li> <li>● 事業所名(全社で認証を取得している場合には、事業所名の記載は不要)</li> <li>● 登録番号</li> </ul> <p>4) 電子データの複製の保護及び漏洩防止のため、適切な管理をしてください。</p>
<p><b>使用できるもの</b></p>	<p>1) カタログ、会社案内、封筒、便箋などの印刷物 2) ホームページなどのインターネット媒体 3) 新聞、雑誌などの広告 4) 社屋、旗、看板 5) 名刺</p> <p>※ただし、製品(サービスを含む)、プロセス、建物、場所そのもの、特定の設備が認証されていると誤解を招く恐れが無い場合に限りです。</p> <p>※名刺は、登録組織に所属している人に限り使用できます。 【名刺への JCQA 適合マーク表示及び認証表明の記載例(19 ページ参照)】</p> <p>※JCQA の要求事項を遵守してください。</p>
<p><b>使用できないもの</b></p>	<p>製品(サービスを含む)、プロセス、建物、場所そのもの、特定の設備、車両*。(17 ページ参照)</p> <p style="text-align: center;">* 車両は活動範囲により使用できる場合がありますので、ご相談ください。</p> <p>例: 試験成績書、校正証明書等の各種証明書 製品(数値)を認証していると誤解される恐れがあるため、これらに JCQA 適合マーク、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルを使用することはできませんが、文章でマネジメントシステム登録を表示することはできます。その場合は、製品認証と誤認される恐れのある不的確な言及や記載とならないように注意してください。</p> <p>※マーク類を使用せず、「文章のみで認証表明」をする際の注意は、16 ページをご参照ください。</p>

<p><b>外部業者への電子データの提供</b></p>	<p>1) 印刷物やホームページの作成を外部業者へ依頼する際は、提供先の外部業者を特定できるようにし、JCQA が要求した場合は提示できるようにしてください。</p> <p>2) 提供先外部業者に、マーク類の使用規定の遵守、電子データの複製の保護及び漏洩防止のための適切な管理を行うことを要求してください。</p> <p>印刷物やホームページ作成以外で JCQA 適合マーク、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルの電子データを他者へ提供することはできません。</p>
<p><b>適用期間、使用状況の確認及び違反に対する処置</b></p>	<p>1) 登録の有効期限内のみ使用できます。</p> <p>2) 次の場合には使用を中止してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① JCQA が認定の一時停止・取り消し並びに認定範囲が縮小となった場合</li> <li>② 登録組織が認証取り消しとなった場合及び登録を辞退した場合(抹消日以降は使用を中止)</li> </ul> <p>又、JCQA 適合マーク、併記マークを認証の引用を含む全ての広告物(印刷物やウェブサイト)から完全に消去又は廃棄してください(マーク類のデータ廃棄を含む)。外部業者に電子データを提供している場合も同様の措置を講じてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 登録組織が登録の一時停止となった場合(その一時停止期間中は使用を中止)</li> <li>④ 登録組織の認証範囲が縮小された場合(その縮小範囲については使用を中止、全ての広告物を修正)</li> </ul> <p>3) マーク類の使用状況を維持審査・更新審査で確認します。その際、使用に関して違反していた場合、又はその恐れがある場合は、是正を勧告します。</p> <p>4) なお、是正がなされていない場合は、「認証書等の使用の是正処置勧告書」で是正を勧告するとともに、認証書等の使用の停止を通知します。是正処置が勧告書の期限内になされていない場合は、JCQA は認証書、JCQA 適合マーク及び JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルの使用禁止、認証の取り消し等、必要な措置を講じます。</p>

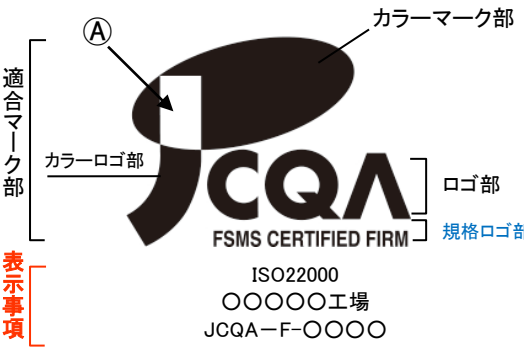

JCQA 適合マーク、**JAB 認定シンボル(併記)** の使用規定 詳細

<p>マーク/ シンボル</p>	<p style="text-align: center;"><b>JCQA 適合マーク</b></p>  <p>適合マーク部</p> <p>表示事項</p>	<p style="text-align: center;"><b>JAB 認定シンボル(単独使用不可)</b></p>  <p>認定シンボル</p>
<p>①部分は原則白色であるが、単色刷りの場合は①部分は下地の色でも構いません。ただし、明確にマークが識別できるようにしてください。</p>		
<p>表示事項 (配置)</p>	<p>上記のように JCQA 適合マーク部の <b>下に</b> <b>規格</b> <b>事業所名</b> <b>登録番号</b> <b>を記載してください。</b></p> <p>全社で認証を取得している場合は、例：○○○○○工場の記載は不要です。</p>	 <p>必ず JCQA 適合マークと併記して使用してください。 詳しくはマーク使用例(20～21 ページ)を参照してください。 <b>【注意】規格ロゴ部(○○○ CERTIFIED FIRM)に表記されている規格以外の情報(登録番号など)を記載しないでください。</b></p>
<p>大きさ</p>	<p>拡大又は縮小する場合は、マーク/シンボル部は<b>同一の縦横比</b>で行ってください。(縦横比を変更しないでください) (縮小する場合は適合マーク部と表示事項の比率が同じである必要はありませんが、JCQA 適合マークの表示事項や JAB 認定シンボルの認定番号の文字がつぶれず明瞭に表示できる範囲で行ってください。)</p>	
<p>色</p>	<p><b>【カラーロゴ部、カラーマーク部】</b></p> <p>① 基本色： (1) 印刷物 … 緑色(DIC389) 又は、その近似色 (2) ホームページ… 上記基本色 RGB 値へ変更した近似色で使用してください。</p> <p>② サブカラー(基本色以外に使用できるカラー)： 黒色、灰色、金色、銀色 青色(マンセル 2.5PB 3.5/10、 大日本インキ DIC579、 PANTONE 300C、又は、その近似色)</p> <p><b>【ロゴ部、規格ロゴ部】</b> 黒色</p>	<p>地色との明瞭な対比をもたせて表示してください。</p> <p><b>【ロゴ部】</b></p> <p>① 基本色： (1) 印刷物 … マンセル 2.5PB 3.5/10、 大日本インキ DIC579、 PANTONE 300C 又は、その近似色 (2) ホームページ… 上記色指定コードを RGB 値へ変更した近似色で使用してください。</p> <p>② サブカラー(基本色以外に使用できるカラー)： 黒色、灰色、金色、銀色</p> <p><b>【ロゴ部、認定番号】</b> 黒色</p>

JCQA 適合マーク、JAB 認定シンボル(併記)を使用した名刺・宣伝用資料等のデザイン案をメールいただければ、事前に内容を確認させていただきます。お問い合わせ：JCQA 審査統括部 MAIL : [logo-mark@jcqa.co.jp](mailto:logo-mark@jcqa.co.jp)



JCQA 適合マーク、ANAB 認定シンボル(併記) の使用規定 詳細

<p>マーク/ シンボル</p>	<p style="text-align: center;"><b>JCQA 適合マーク</b></p>  <p>適合マーク部</p> <p>表示事項</p> <p style="text-align: center;">ISO22000 〇〇〇〇工場 JCQA-F-〇〇〇〇</p>	<p style="text-align: center;"><b>ANAB 認定シンボル(単独使用不可)</b></p> 
<p>表示事項 (配置)</p>	<p>上記のように JCQA 適合マーク部の <b>下に</b> <b>規格</b> <b>事業所名</b> <b>登録番号</b> <b>を記載してください。</b></p> <p>全社で認証を取得している場合は、例：〇〇〇〇工場の記載は不要です。</p>	 <p>・ 必ず JCQA 適合マークと併記して使用してください。 ・ 詳しくはマーク使用例(21 ページ)を参照してください。 <b>【注意】規格ロゴ部(〇〇〇 CERTIFIED FIRM)に表記されている規格以外の情報(登録番号など)を記載しないでください。</b></p>
<p>大きさ</p>	<p>拡大又は縮小する場合は、マーク/シンボル部は同一の縦横比で歪みなく、識別可能なサイズで行ってください。(縦横比を変更しないでください) ただし、《※PNG ファイル》は拡大しないでください。品質を低下させず現在のサイズ或いはそれ以下で使用してください。(PNG ファイル:ラスター画像でピクセルに基づいています。) <b>ANAB シンボルは JCQA 適合マークのサイズを超えてはいけません。</b> (縮小する場合は適合マーク部と表示事項の比率が同じである必要はありませんが、JCQA 適合マークの表示事項がつぶれず明瞭に表示できる範囲で行ってください。)</p>	
<p>色</p>	<p><b>【カラーロゴ部、カラーマーク部】</b></p> <p>① 基本色: (1) 印刷物 … 緑色(DIC389) 又は、その近似色 (2) ホームページ… 上記基本色 RGB 値へ変更した近似色で使用してください。 ② サブカラー(基本色以外に使用できるカラー): 黒色、灰色、金色、銀色 青色(マンセル 2.5PB 3.5/10、 大日本インキ DIC579、 PANTONE 300C、又は、その近似色)</p> <p><b>【ロゴ部、規格ロゴ部】</b> 黒色</p>	<p>地色との明瞭な対比をもたせて表示してください。</p> <p>* 白又は明るい色の背景には、 黒色のシンボルマークは 青色(PMS286 又は同等物)と赤色(PMS485 又は同等物)の透明地のシンボルマークを使用してください。</p> <p>* 暗い色の背景には、 白地のシンボルマークを使用してください。</p> <p>申請時、どのマークを選んで良いかわからない場合はお問い合わせください。</p>

JCQA 適合マーク、ANAB 認定シンボル(併記)を使用した名刺・宣伝用資料等のデザイン案をメールいただければ、事前に内容を確認させていただきます。お問い合わせ:JCQA 審査統括部 MAIL : [logo-mark@jcqa.co.jp](mailto:logo-mark@jcqa.co.jp)

<p><b>認定シンボルが変更になった場合</b></p>	<p>認定シンボルが変更になった場合は JCQA から連絡します。名刺・会社案内・ホームページ等をご確認いただき、ご使用の場合には新シンボルへの移行期間内に、改めて使用申請書にて申請いただき、新しい認定シンボルに切り替えをお願いいたします。</p>
<p><b>マーク類を使用せず文章のみで認証表明をする際の注意</b></p>	<p>インターネット、パンフレット、広告、その他文書のコミュニケーション媒体等に認証の地位を引用する場合、JCQA の要求事項を遵守してください。</p> <p>文章には以下を含めるようにしてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 登録組織の特定(例えば、ブランド、名称)</li> <li>2) マネジメントシステムの種類(例えば、品質、環境)及びその適用規格</li> <li>3) 認証書の発行機関(JCQA)</li> </ol> <p>認証範囲外へ認証が及んでいるとの誤解を与える可能性のある記載はしないでください。親会社等の他社による場合も含まれます。認証対象サイト及び活動(若しくは認証対象外サイト及び活動)が識別できるような記載をしてください。 【名刺への JCQA 適合マーク表示及び認証表明の記載例(19 ページ参照)】</p> <p><u>食品安全マネジメントシステム以外</u>(*)、製品の包装や宣伝用資料に、文章のみでマネジメントシステム登録を記載することができますが、製品認証と誤認される恐れのある不的確な言及や記載とならないように注意してください。</p> <p style="text-align: center;">(*)注意: 食品安全マネジメントシステムにおいては、文章のみであっても“製品の直接”或いは“製品の包装の上”に認証登録を記載することはできません。(ISO22003-1 に基づくルールです)</p> <p>用語の違い</p> <p>「<b>認証</b>」…組織のマネジメントシステムが規格要求事項に適合していることを認証機関(JCQA 等)が確認し、公式に認めること。 対象: 登録組織の皆様(貴社)。</p> <p>「<b>認定</b>」…認証機関が適切に審査を行う能力を有していることを認定機関(JAB/ISMS-AC/ANAB)が確認し、公式に認めること。 対象: 認証機関(JCQA 等)。</p> <p>両者は明確に区別されます。 貴社の認証を表現する際は、必ず「<b>認証取得</b>」又は「<b>認証された</b>」等と記載してください。「<b>認定された</b>」という表現は誤りですので、ご注意ください。</p>

Q & A

～よくある質問と回答～

Q-1 『付属書』に記載された関連事業所・関連会社は JCQA 適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルが使えますか？

A-1 使えます。『付属書』に記載されている関連事業所・関連会社は『認証書』に記載された登録組織と同じマネジメントに基づいて活動しているため、JCQA 適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルが使えます。P.7 及び P.10～16 の使用規定を遵守してください。

Q-2 総合カタログ、会社案内、封筒、ホームページ等に JCQA 適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルが使えますか？

A-2 (1) 使えます。P.10～16 の使用規定を遵守してください。

(2) 【その他注意点】

**※食品安全マネジメントシステムの JCQA 適合マーク(食品安全マネジメントシステムと他のマネジメントシステムを組み合わせた JCQA 適合マークも含む)及び ANAB 認定シンボルとの併記マークは、製品の包装にも使えません。**

上記※印のマークは、“製品の直接”“或いは”“製品の包装の上に”“使用することはできません。

製品包装には製品を含む第一次包装及びあらゆる外装又は第二次包装を含め、全ての製品包装を含みます。(ISO22003-1 に基づくルールです)

	■JCQA 適合マーク (食品安全 *以外* の MS)	■JCQA 適合マーク ( <u>食品安全マネジメントシステム、 食品安全と他のマネジメントシステムを組み合わせた JCQA 適合マークも含む</u> )
	■JAB 認定シンボル、ISMS-AC 認定シンボルとの併記マーク	■ANAB 認定シンボルとの併記マーク
製品	×	×
製品の包装	△ (ご使用前にご相談ください)	×
測定器の校正証明書／検査の試験成績書等	×	×

Q-3 名刺に JCQA 適合マーク、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルは使えますか？

A-3 使用できます。

ただし、登録を受けた対象範囲の方のみ使用できます。なお、名刺に認証対象外の組織を記載する場合は、当該組織が認証対象外であることが分かるような記載をしてください。

【名刺への JCQA 適合マーク表示及び認証表明の記載例(19 ページ参照)】

Q-4 JCQA 適合マーク、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルに記載の文字やデザインを変えられますか？

A-4 できません。電子データに記載の通り表示してください。分解や組み替えもできません。

JCQA 適合マーク下の「表示事項」は貴社にてご記載ください。

・「表示事項」(規格、事業所名、登録番号)は文字が判別できるようにご記載ください。(例:13~15、20~22 ページ)

ISO9001	}	・貴社にて記載いただく「表示事項」(例)
〇〇〇〇事業所		
JCQA-〇〇〇〇		

\* 全社で認証を取得している場合は、例:〇〇〇〇事業所の記載は不要です。

Q-5 JCQA 適合マーク、JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルは縦に並べて記載できますか？

A-5 JAB 認定シンボルは、縦に並べることはできません。

ただし、ISMS-AC 認定シンボルについては、JCQA 適合マークに隣接していれば、縦に配置しても OK です。

Q-6 登録取り下げを希望した場合、その手続きや認証書、JCQA 適合マーク・JAB、ISMS-AC 及び ANAB 認定シンボルの取り扱いはどのようにしたらよいですか？

A-6 登録取り下げについては、弊社ホームページ「お問い合わせ」<https://www.jcqa.co.jp/contact/>(内容:その他)にてご連絡ください。登録抹消日以降は、マーク類、認証書及びそれらのコピーの使用を停止してください。

## 『名刺』へのJCQA適合マーク表示及び認証表明の記載例

※JCQA適合マークの下には、規格・工場(事業所)名等・登録番号を表示するなど、使用規定を遵守してください。

	JCQA適合マーク			JCQA適合マークを使用せず、文章のみで表記	
	認証範囲内	認証範囲外	・認証範囲内 兼務 認証範囲外 ・認証範囲外の部門/住所が混在等、記載の一部が認証範囲	認証範囲内	認証範囲外
名 刺	使用可 (登録された組織に所属している人に限る)	使用不可	使用する場合、 認証範囲に誤認が生じないように 認証範囲内外の識別をして明確な記載をしてください。  (組織の全体が認証されているのではなく、組織の一部が認証されていることを明らかにしてください。)	認証範囲外の方でも文章のみで表示することは可能です。  認証範囲外へ認証が及んでいるとの誤解を与える可能性のある記載がある場合は、認証対象サイト及び活動(若しくは認証対象外サイト及び活動)が識別できるような記載をしてください。	

### 例) 認証範囲外の部門と兼務のケース:


JCQA適合マークの下に[規格]・認証対象サイト[本社]・[登録番号]を記載することで認証範囲が記載全てに及んでいるという誤認を防止。(場合により[営業所は認証範囲外]も記載)

〇〇〇〇株式会社

認証範囲内
認証範囲外

本社 〇〇〇〇本部長 兼 △△営業所長  
日本 太郎

JCQA適合マーク JAB認定シンボル



本社  
 〒105-0003 東京都〇〇〇〇〇〇  
 TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 △△営業所  
 〒105-0003 東京都△△△△△△  
 TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ISO 9001 本社 JCQA-〇〇〇〇

### 例) 認証範囲外の部門に所属している方のケース:

**JCQA適合マークは使用できません。**  
文章のみで記載してください。

〇〇〇〇株式会社

認証範囲外

△△営業所 副所長  
日本 富士子

△△営業所  
〒105-0003 東京都△△△△△△  
TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ISO9001認証取得(本社)  
(JCQA-□□□□)

〇〇〇〇株式会社

本社 〇〇〇〇本部長 兼 △△営業所長  
日本 太郎

JCQA適合マーク



本社  
 〒105-0003 東京都〇〇〇〇〇〇  
 TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 △△営業所  
 〒105-0003 東京都△△△△△△  
 TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ISO 9001 本社 JCQA-〇〇〇〇

裏面:スペースの問題があれば裏面に注釈を記載することも可

- \* 本社 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL.....
- \* A事業所 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL.....
- \* B事業所 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL.....
- \* C工場 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL.....
- \* D工場 住所〇〇〇〇〇〇 □-□-□ TEL.....

\* 印の事業所及び工場に於いて、ISO9001:2015認証を受けています。

マーク使用例

	JCQA 適合マーク	JAB 認定シンボル(併記マーク)
<p>ISO9001</p> <p>品質マネジメントシステム</p>	 <p>QMS CERTIFIED FIRM ISO 9001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇</p>	  <p>QMS CERTIFIED FIRM ISO 9001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇</p> <p>MS CM003</p>
<p>ISO14001</p> <p>環境 マネジメントシステム</p>	 <p>EMS CERTIFIED FIRM ISO 14001 〇〇〇〇事業所 JCQA-E-〇〇〇〇</p>	  <p>EMS CERTIFIED FIRM ISO 14001 〇〇〇〇事業所 JCQA-E-〇〇〇〇</p> <p>MS CM003</p>
<p>ISO45001</p> <p>労働安全衛生 マネジメントシステム</p>	 <p>OH&amp;SMS CERTIFIED FIRM ISO 45001 〇〇〇〇事業所 JCQA-O-〇〇〇〇</p>	  <p>OH&amp;SMS CERTIFIED FIRM ISO 45001 〇〇〇〇事業所 JCQA-O-〇〇〇〇</p> <p>MS CM003</p>
<p>ISO 9001・ ISO14001</p> <p>品質・環境マネジメント システム両方を登録し ている事業所</p>	 <p>QMS, EMS CERTIFIED FIRM ISO 9001, ISO 14001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-E-〇〇〇〇</p>	  <p>QMS, EMS CERTIFIED FIRM ISO 9001, ISO 14001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-E-〇〇〇〇</p> <p>MS CM003</p>

マーク使用例

ISMS-AC(認定番号)情報・・・ISR026  
ANAB 食品安全

	JCQA 適合マーク	ISMS-AC認定シンボル／ANAB 認定シンボル(併記マーク)
<p>ISO 9001・ ISO14001 ISO45001</p> <p>品質・環境・労働安全 衛生マネジメントシ ステムを登録している事 業所</p>	 <p>QMS, EMS, OH&amp;SMS CERTIFIED FIRM ISO 9001, ISO 14001 ISO 45001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-E-〇〇〇〇 JCQA-O-〇〇〇〇</p>	 <p>QMS, EMS, OH&amp;SMS CERTIFIED FIRM ISO 9001, ISO 14001 ISO 45001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-E-〇〇〇〇 JCQA-O-〇〇〇〇</p> <p>MS CM003</p>
<p>ISO22000</p> <p>食品安全マネジメント システム</p>	 <p>FSMS CERTIFIED FIRM ISO 22000 〇〇〇〇事業所 JCQA-F-〇〇〇〇</p>	 <p>FSMS CERTIFIED FIRM ISO 22000 〇〇〇〇事業所 JCQA-F-〇〇〇〇</p> <p>ANAB ANSI National Accreditation Board ACCREDITED ISO/IEC 17021 MANAGEMENT SYSTEMS CERTIFICATION BODY</p>
<p>ISO/IEC 27001</p> <p>情報セキュリティ マネジメントシステム</p>	 <p>ISMS CERTIFIED FIRM ISO/IEC 27001 〇〇〇〇事業所 JCQA-S-〇〇〇〇</p>	 <p>ISMS CERTIFIED FIRM ISO/IEC 27001 〇〇〇〇事業所 JCQA-S-〇〇〇〇</p> <p>ISMS-AC ISMS ISR026</p>
<p>ISO 9001・ ISO22000</p> <p>品質・食品安全マネジ メントシステム両方を 登録している事業所</p>	 <p>QMS, FSMS CERTIFIED FIRM ISO 9001, ISO 22000 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-F-〇〇〇〇</p>	 <p>QMS, FSMS CERTIFIED FIRM ISO 9001, ISO 22000 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-F-〇〇〇〇</p> <p>MS CM003</p> <p>ANAB ANSI National Accreditation Board ACCREDITED ISO/IEC 17021 MANAGEMENT SYSTEMS CERTIFICATION BODY ISO 22000</p>
<p>ISO 9001・ ISO/IEC 27001</p> <p>品質・情報セキュリティ マネジメントシステム 両方を登録している 事業所</p>	 <p>QMS, ISMS CERTIFIED FIRM ISO 9001, ISO/IEC 27001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-S-〇〇〇〇</p>	 <p>QMS, ISMS CERTIFIED FIRM ISO 9001, ISO/IEC 27001 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-S-〇〇〇〇</p> <p>MS CM003</p> <p>ISMS-AC ISMS ISR026</p>

マーク使用例

	JCQA 適合マーク	
<p>ISO/IEC 27001・ JIP-ISMS517 CERTIFICATION (ISO/IEC27017)</p> <p>情報セキュリティマネジ メントシステム・ISMS ク ラウドセキュリティ両方 を登録している事業所</p>	 <p>ISMS CERTIFIED FIRM JIP-ISMS 517 CERTIFICATION (ISO/IEC 27017) 〇〇〇〇事業所 JCQA-S-〇〇〇〇 JCQA-Sc-〇〇〇〇</p>	
<p>HACCP</p>	 <p>HACCP CERTIFIED FIRM HACCP 〇〇〇〇事業所 JCQA-H-〇〇〇〇</p>	
<p>ISO9001・ HACCP</p> <p>品質マネジメント システム・HACCP 両方を登録している 事業所</p>	 <p>QMS, HACCP CERTIFIED FIRM ISO 9001、HACCP 〇〇〇〇事業所 JCQA-〇〇〇〇 JCQA-H-〇〇〇〇</p>	

**\* 貴社にて記載いただく JCQA 適合マーク下の「表示事項」(例)**

ISO9001 と ISO14001 (規格ロゴ部: QMS、EMS) の組み合わせのケース:

ISO9001、ISO14001 (規格)  
 〇〇〇〇事業所 (事業所名 \* 全社で認証を取得している場合は記載不要)  
 JQQA-〇〇〇〇 (ISO9001 の登録番号)  
 JCQA-E-〇〇〇〇 (ISO14001 の登録番号)

【注意】 JCQA 適合マークの規格ロゴ部(〇〇〇〇CERTIFIED FIRM)に表記されている規格以外を「表示事項」部分に記載しないでください。

その他、疑問、不明な点はお問い合わせください。: JCQA 審査統括部 MAIL : [logo-mark@jcqa.co.jp](mailto:logo-mark@jcqa.co.jp)



本様式はホームページに掲載しています。(URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)

日本化学キューエイ(株) 審査統括部 行  
MAIL : logo-mark@jcqa.co.jp (TEL. 03-3580-0951)

年 月 日

(併記マーク例: イメージ)



## 併記マーク データ送付依頼書 兼 使用申請書(認証に応じたシンボルとの組み合わせ)

※JCQA が認定を受けていない分野: 併記マークは使用できません。

下記遵守事項に同意の上、併記マークのデータ送付を依頼します。

登録番号	(品質)JCQA-	(環境)JCQA-E-	
	(労働)JCQA-O-	(食品)JCQA-F-	(情報)JCQA-S-
貴社名	提出者名		
E-Mail	TEL		

1. ご希望の規格に項目にチェック☑を入れてください。 PDF 形式、JPEG 形式、AI形式の電子データを配付します。  
ANAB シンボルが付く併記マークの場合、規定上、EPS 形式、PNG 形式の電子データで配付します。

1. 品質(ISO9001)     2. 環境(ISO14001)     3.労働(ISO45001)     4. 情報(ISO/IEC 27001)  
 5. 食品(ISO22000)     6. 品質/環境     7. 品質/労働     8. 品質/情報  
 9. 品質/食品     10.環境/労働     11. 品質/環境/労働     12. 品質/環境/情報  
 13. 品質/環境/食品     14.その他( )

2. 併記マークの使用に際し、ハンドブック記載の使用規定を遵守して管理する。(主に以下の点に注意して管理する。)

- ・併記マークについて、認証範囲外の活動にも認証されていると受け取られるような使い方をしない。(誤解を招く方法で使用しない。)又、親会社等の他者による使用もしない。
- ・JCQA や認証システムの評価を損なうような、又、社会的信用を失墜させるような併記マークの使用をしない。
- ・JAB、ISMS-AC 又は ANAB 認定シンボルは、JCQA 適合マークと併記して使用する。
- ・併記マークの色等は 13~15 ページ記載の指定通りとする。JCQA 適合マーク下に使用規定通り「表示事項」を記載する。
- ・併記マークを縮小又は拡大して使用する場合、マーク部は同一の縦横比で歪みなく識別可能なサイズで行う。(縦横比を変更しない)併記マークは分解しない。ANAB シンボルは JCQA 適合マークのサイズを超えない。
- ・ANAB との併記マークにおいて、PNG 形式は拡大しないで使用する。品質を低下させず、現在のサイズ或いはそれ以下のサイズで使用する。
- ・印刷物やホームページの作成を外部業者へ依頼する際は、当該電子データの保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うことを要求する。又、提供先外部業者を特定できるようにし、JCQA が要求した場合、提示できるようにする。
- ・製品(サービスを含む)又はプロセスが認証されているような誤解を与える方法で、併記マークの使用をしない。
- ・ANAB 認定シンボルとの併記マーク(No. 5,9,13)は、“製品の直接”、或いは“製品の包装の上に”使用することはできません。製品包装には製品を包む第一次包装及びあらゆる外装又は第二次包装を含め全ての製品包装を含みます。
- ・認証の範囲が縮小された場合、その縮小範囲については併記マークの使用を中止し、全ての広告物を修正する。
- ・認証が一時停止となった場合、その一時停止期間中は併記マークの使用を中止する。認証の取消しをした場合、全ての広告物から併記マークを削除する。(併記マークデータの完全な廃棄を含む)
- ・マーク類の使用は登録の有効期間のみとする。登録抹消日以降は、全ての広告物(印刷物やウェブサイト)から JCQA 適合マークや JAB、ISMS-AC 又は ANAB 認定シンボルを速やかに削除する。(併記マークデータの完全な廃棄を含む)
- ・認定シンボルが変更された場合は、JCQA が通知する期限内に、改めて使用申請書にて申請し、変更を行う。

署名欄                      会 社 名 \_\_\_\_\_

管理責任者 \_\_\_\_\_

## 6. 初回審査(第1段階審査と第2段階審査の2つの段階で実施)

第1段階審査の目的は、マネジメントシステム(MS)の構築状況を確認することです(文書レビュー及び現地訪問)。第2段階審査の目的は第1段階で確認したMS運用状況の確認です。通常、第1段階審査後3か月程度の間隔をとります。この間隔が6か月を超える場合は、原則として第1段階の結果を確認した上で実施します。ただし、第1段階の結果或いはその他により、6か月を超える正当な理由がある場合はこれを明確にして審査部長の承認を得ます。第2段階審査の最終日から6か月以内に重大な不適合の修正及び是正処置の完了が確認できない場合は、認証の推薦を行う前に第2段階審査を再度実施します。

## 7. 維持審査

### 維持審査スケジュール

維持審査は原則として次の期間に受審してください。なお、起点日の約6か月前に、JCQAから受審のご案内(下記「例」参照)をメールします。事業所ごとに維持審査の受審期間を記載していますので、その期間内に受審いただくようお願いください。

(a) 1年に1回受審する事業所

登録日…認証の決定日を指します

- ①. 新規登録後の初回維持審査 → 「起点日の2か月前～登録日から12か月を超えない日」
- ②. ①以降の全ての維持審査 → 「起点日の2か月前～起点日の1か月後」

(b) 1年に2回受審する事業所 … おおむね起点日の6か月後と1年後

【注意】 (b)の場合、第5回目の維持審査実施予定日を起点日から2年半を超えない時期に設定して、更新審査実施日との間があまり接近しないよう設定することをお勧めします。

### 「例」

【日本化学キューエイ:○月分受審のご案内】JC-△△△ ○○○○株式会社 様

○○○○株式会社  
△△△工場 品質グループ  
○○○○○ 様

いつも大変お世話になっております。次回維持審査について下記の通りご案内いたします。  
日程のお申し込みは、第1～第3希望日まで(週を変えて)ご記入の上、本メールにご返信くださいますようお願いいたします。(申込用紙は特にございません。)

■お申し込み締め切り日 2022年4月8日

- 登録番号:品質 ISO9001 JCQA-○○○○(JC-△△△)
- 事業所名:○○○○株式会社 △△△工場
- 審査種類と予定工数:第8回更新後第1回維持審査 3MD (審査員:1名、日数:3日)
- 受審可能期間 :※8月10日(水)～11月9日(水)

■日程のお申し込みについてのお願い

1. 可能であれば月曜日は避けて設定お願いいたします。
2. 調整により万一ご希望に添えない場合はご相談させていただきます。
3. 「審査日程設定通知」のご連絡までに少々お時間をいただいております。

※お見積書は、別途PDFファイルにてメール送付いたします。

■注意事項

受審可能日を過ぎますと、登録取消となる場合がありますので、ご注意ください。

## 維持審査の内容

維持審査において、指定した部門の審査の他、下記の事項を確認します。  
(クロージングミーティングでお伝えしております)

### 品質マネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況
- ▶ 意図した結果の達成状況(苦情、製品の適合性、目標と達成状況)
- ▶ リスク及び機会への取り組み
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

### 環境マネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況(環境法規制、著しい環境側面、組織体制、文書管理等)
- ▶ 意図した結果の達成状況(苦情、外部コミュニケーションの記録と管理、目標と達成状況)
- ▶ リスク及び機会への取り組み
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 順守義務と順守評価
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

### 労働安全衛生マネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況(労安法規制、危険源、組織体制、文書管理等)
- ▶ 意図した結果の達成状況(労働安全衛生目標を含むパフォーマンス指標の達成度)
- ▶ リスクアセスメントの実施結果とリスク低減活動等
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ インシデント、不適合の発生状況と是正処置の実施状況
- ▶ 順守義務と順守評価
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

### 情報セキュリティマネジメントシステム / ISMSクラウドセキュリティマネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況
- ▶ 意図した結果の達成状況(インシデント、目的と達成状況)
- ▶ リスク及び機会に対する活動
- ▶ MS 運用状況(情報セキュリティアセスメント、管理策の対応、内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 順守義務と順守評価
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

### アセットマネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況(含む SAMP、財務パフォーマンス他)
- ▶ 意図した結果の達成状況(苦情、アセットポートフォリオの適合性、目標と達成状況)
- ▶ 外部・内部の課題、リスク及び機会への取り組み
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ 是正処置、予測対応処置、継続的改善の状況
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

### 食品安全マネジメントシステム

---

- ▶ 組織の状況
- ▶ 意図した結果の達成状況(苦情への対応、製品適合性の状況、内部・外部コミュニケーション、目標と達成状況)
- ▶ リスク及び機会への取り組み
- ▶ MS 運用状況(内部監査、マネジメントレビューの状況及び適切性)
- ▶ PRP、OPRP、HACCPプラン、検証活動の実施状況
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

### HACCP

---

- ▶ 運用状況(7原則 12手順)
- ▶ HACCPプラン、検証活動、等の実施状況
- ▶ 是正処置の状況
- ▶ 監査結果への対応
- ▶ 認証書及びマーク類の使用の適切性

## 8. 更新審査

### 更新審査スケジュール

更新審査は起点日の3か月前から受審できます。なお、起点日の約6か月前に、JCQAから受審のご案内(下記「例」参照)をメールします。事業所ごとに更新審査の受審可能期間<sup>※</sup>を記載していますので、その期間内に受審いただくようお願いいたします。

「例」

【日本化学キューエイ:○月分受審のご案内】JC-△△△ ○○○○株式会社 様

株式会社○○○○○  
△△部長  
○○○○○ 様

いつも大変お世話になっております。  
次回更新審査について下記の通りご案内いたします。

日程のお申し込みは、第1～第3希望日まで(週を変えて)ご記入の上、本メールにご返信くださいますようお願いいたします。(申込用紙は特にございません。)

■お申し込み締め切り日 2022年4月8日

- 登録番号:品質 ISO9001 JCQA-○○○○(JC-△△△)
- 事業所名:○○○○株式会社
- 審査種類と予定工数:第7回更新審査 2.75MD (審査員:1名、日数:2.75日)
- 受審可能期間 :※7月 19日(火)～9月 30日(金)  
(有効期限:2022年11月18日)

今回は、11月の登録委員会(7日予定)で承認される必要があります。  
なお、更新審査終了後、登録委員会までは、不適合の是正計画・承認、報告書作成・承認、事前の検討会等を含む諸手続きのため約5週間が必要です。

■日程のお申し込みについてのお願い

1. 可能であれば月曜日は避けて設定お願いいたします。
2. 調整により万一ご希望に添えない場合はご相談させていただきます。
3. 「審査日程設定通知」のご連絡までに少々お時間をいただいております。

※お見積書は、別途PDFファイルにてメール送付いたします。

■注意事項

受審可能日を過ぎますと、登録取消となる場合がありますので、ご注意ください。

### 更新審査の内容

更新審査においては、初回審査と同様に全組織を対象とした審査を行います。又、3年間のマネジメントシステムのレビューを行い、有効性及び継続性を審査します。

## 9. 拡大審査

既に認証された範囲の拡大をご予定の際は、「お客様ポータルサイト」

(<https://jcqa-customer.jp/Auth/Login?returnUrl=/>) から手続きをお願いします。

JCQA 管理部が申請内容のレビューを行い、拡大の可否を判断するために必要な審査を計画します。

拡大審査は、維持審査や更新審査と同時に実施することも、別のタイミングで実施することも可能です。

組織のMS、組織、又はMSを運営する状況に重要な変更(拡大、法律等の変更)があった場合、初回審査に準じた拡大第1段階審査を加えることがあります。

第1段階審査は、拡大審査のおおよそ2~3か月前までに受審してください。

## 10. 縮小を伴う審査

既に認証された範囲の縮小をご予定の際は、「お客様ポータルサイト」

(<https://jcqa-customer.jp/Auth/Login?returnUrl=/>) から手続きをお願いします。

JCQA 管理部が申請内容のレビューを行い、縮小に伴う審査が必要と判断された場合はご連絡いたします。

縮小を伴う審査は、維持審査や更新審査と同時に実施することも、別のタイミングで実施することも可能です。

## 11. マニュアルについて

### 審査時に使用するマニュアルについて

審査日が決まり、チームリーダーより連絡がありましたら、審査で使用する最新版のマニュアルをチームリーダー宛に送付してください。

### 改定版の取り扱いについて

改定の都度 JCQA へ送付する必要はありません。

(審査前にチームリーダーより連絡があるまで送付する必要はありません。)

## 12. 登録内容の変更、事故・不祥事等について

現在登録しているマネジメントシステムに影響を及ぼす下記の変更が生じた場合は、必ず次の方法にてJCQA 管理部まで遅滞なくお知らせください。

・社名、事業所名、住所、組織(拡大・縮小・人数)、活動範囲等の変更

・トップマネジメント、管理責任者、連絡窓口担当者、請求書送付先等の変更

⇒「お客様ポータルサイト」(<https://jcqa-customer.jp/Auth/Login?returnUrl=/>) から手続きをお願いします。

内容によっては、認証書の変更手続きが必要になります。(33 ページ参照)

※認証書を変更した場合、JAB、ISMS-AC 及び ANAB への変更手続きは、JCQA が行います。

以下に該当する登録維持に影響を及ぼす事由が生じた場合、遅滞なくご連絡ください。必要に応じて臨時審査を行い、その結果によっては一時停止等となる場合もあります。なお、ご不明な点がある場合はJCQA 管理部までご相談ください。(臨時審査、一時停止、復帰については、32 ページに記載しています。)

- ▶ スcopeの変更(認証範囲の拡大／縮小等)
  - 例:製品の追加・削除、開発・製造・販売等の業務の追加・削除等
- ▶ 事業所、関連会社の追加・削除、名称変更等の変更(新旧組織対比表を添付)
  - \* 情報セキュリティマネジメントシステムにおける注記:
    - 認証範囲内における組織の活動が追加若しくは削除された場合(定義された物理的な場所の有無に関わらず)
  - \* アセットマネジメントシステムにおける注記:
    - 例:アセットポートフォリオの追加・削除、業務の追加・削除等
- ▶ 組織変更の場合(新旧組織対比表を添付)
- ▶ 認証対象人員が大幅に変動した場合
- ▶ 登録した複数のマネジメントシステムの合体等
- ▶ 経営者、管理責任者、連絡窓口担当者
- ▶ 工程、施設等の大幅な変更
- ▶ 法的、商業上、組織上の地位又は所有権
- ▶ その他の大幅な変更
- ▶ 災害・事故、不適切行為又は虚偽行為の発覚、訴訟その他、公表予定及び公表されるような不祥事等があった場合
- ▶ 行政機関から勧告・命令を受けた場合
- ▶ 行政機関に届け出たリコールがあった場合

13. 「不適合」「軽欠点」「改善の機会」への対応について

<p><b>「不適合」</b></p>	<p>定義：規格要求事項の大項目の欠如を該当する欠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規定・規格要求事項を反映していない仕組み</li> <li>・ 内部監査、MR、不適合に対する処置の理由なき未実施</li> <li>・ 関連法令からの逸脱</li> </ul>
	<p>処理基準と対応： 利害関係者の観点で規格への適合性を判定します。</p> <p>不適合の内容を『不適合/是正処置回答書』に記載して提出していただきます。（*1）</p> <p>1 か月内を目途に、是正処置を完了の上、その適切性を確認後、登録、維持或いは更新の手続きを行います。 （必要に応じ、是正処置完了や処置の適切性を確認するための再審査を実施します。）</p> <p>短期間に是正ができない程の重大な不適合の場合、審査を打ち切り、再度審査等を行う必要があります。</p>	<p>（*1）審査リーダーが審査最終日のクロージングミーティングにて依頼します。</p> <p>（審査リーダーはクロージングミーティングに先立ち、不適合を特定し不適合報告書を作成、審査の結論を一次報告書に纏め提示します。入手した証拠に基づきその不適合を理解していただくため、登録組織と協議します。是正処置の完了期日も管理責任者と合意します。）</p> <p>※常態化した不適合又は深刻な不適合があった場合は、認証の一時停止となります。</p> <p>※一時停止後、6 か月以内に一時停止の原因となった問題を解決していただきます。 一定期間内に解決できない場合や深刻な不適合が検出された場合、認証の取り消し、又は要求事項に適合しない部分が除外されるよう認証範囲の縮小を決定します。 （32 ページの「一時停止」「復帰」参照）</p> <p>審査員は不適合の原因又は解決法を提案することは控えます。</p>
<p><b>「軽欠点」</b></p>	<p>定義：次回審査までは利害関係者に不利益を出す恐れはない不適合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実害に至らない範囲の MS 上のルール違反（組織として遵守すべきルール、社内規定、作業手順、モラル違反の徹底を欠いている状態等）</li> </ul>
	<p>処理基準と対応： 利害関係者の観点で規格への適合性を判定します。</p> <p>『軽欠点/是正処置計画書』を約1週間以内に提出していただきます。（*2） その適切性を確認後、登録、維持或いは更新の手続きを行います。</p>	<p>（*2）審査リーダーが審査最終日のクロージングミーティングにて依頼します。</p> <p>（審査リーダーはクロージングミーティングに先立ち、軽欠点を特定し軽欠点報告書を作成、審査の結論を一次報告書に纏め提示します。登録組織に理解していただけるよう説明の上、入手した証拠を提示します。対応期日についても同意をいただきます。）</p> <p>※修正及び是正処置確認は次回審査で実施します。</p>
<p><b>「改善の機会」</b></p>	<p>定義：不適合ではない事象で改善の余地があるものへの所見</p>	<p>適合ですので、改善するかどうかは登録組織の判断に委ねます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状より良くなる提案事項等</li> <li>・ 有効性の向上、重複のムダの提示等</li> <li>・ 採否は登録組織に委ねて良いと判断できるレベルのもの</li> </ul>

## 14. 臨時審査

登録維持の期間内に、定期的な維持審査又は更新審査とは別に、下記のような場合に、その内容を審議し、必要があれば、登録維持の適切性について臨時審査を行うことがあります。これらに該当する場合は、速やかにご連絡ください。

- ・登録維持に影響を及ぼす災害・事故、不適切行為又は虚偽行為の発覚、訴訟その他、公表予定及び公表されるような不祥事等があった場合
- ・行政機関から勧告・命令を受けた場合
- ・行政機関に届け出たリコールがあった場合
- ・苦情調査の場合
- ・一時停止とした組織のフォローアップを行う場合
- ・マネジメントシステムの大幅な変更が生じた場合
- ・定期的な維持審査又は更新審査以外に改正規格への移行を行う場合

臨時審査の詳細はJCQAからご案内します。又、原則として、JCQA から連絡した期間内に臨時審査を受審してください。

## 15. 一時停止

登録維持の期間内に、下記のような事由があった場合には、認証の一時停止となります。

- ・有効性に関する要求事項を含む認証要求事項に対し、常態化した不適合又は深刻な不適合があった場合
- ・法令順守に関して、故意の不順守がある、又は意図的に不順守を継続している場合
- ・要求された頻度での維持審査又は更新審査が実施されない場合
- ・縮小範囲に関して、一般市民を含む外部への影響を含め、労働安全衛生上のリスクが残っている場合に、そのリスクが適切に管理されていることを検証できない場合
- ・一時停止の要請があった場合

一時停止後は、**6か月以内に一時停止の原因となった問題を解決していただきます**。一定期間内に解決できない場合は、認証の取り消し、又は認証範囲の縮小の決定を行います。

重大な不適合が検出され、取り消し、一時停止又は認証範囲の縮小につながる可能性があるとして判断した場合、審査チームリーダーは審査部長に報告いたします。その場で判断がつかない場合は、もち帰って審査部より見解を述べることとなります。

認証が取り消しになった場合、認証の引用を含む全ての広告物の使用を中止する必要があります。認証範囲が縮小された場合、認証の引用を含む全ての広告物を修正する必要があります。

## 16. 復帰

認証が失効した後、未了だった更新審査を6か月以内に完了し、且つ、登録委員会における更新が可と判定されれば、認証を復帰することができます。

そうでない場合は、6か月以内に第2段階審査を実施して、最終的に再認証活動が完了し、且つ、登録委員会における更新が可と判定されれば認証を復帰することができます。

これらの場合の認証書の発行日は、更新決定日、若しくは、その後とし、有効期限は以前の認証の周期に基づきます。

## 17. 認証書が変更となるケースについて

以下のケースは認証書が変更となります。

- 社名、事業所名の変更（事業所の追加・削除を含む）
- 住所の変更※
- 活動範囲の変更
- 新たな製品及びサービスの提供、製品とサービスの境界・業態の変更（委託管理等）

### 変更手続き

- 1) 「お客様ポータルサイト」 (<https://jcqa-customer.jp/Auth/Login?returnUrl=/>) から手続きをお願いします。

ご不明な点がございましたら、JCQA 管理部までお知らせください。

- 2) 認証書及び JAB、ISMS-AC、ANAB への変更が必要な場合は、お客様ポータルサイトから審査の約1週間前に「認証書発行手続きー認証書記載内容確認書・注文書入力送信のお願い」(お知らせメール)を連絡窓口担当者へ発信いたします。  
お客様ポータルサイトにて入力・送信してください。

JCQA で次の手続きをします。

- ① JCQA での登録データの変更確認
- ② 変更内容に伴う認証書の作成
- ③ JAB(品質・環境、労働安全衛生)
- ④ ISMS-AC(情報セキュリティ)
- ⑤ ANAB(食品安全)

上記③～⑤各認定機関へのデータの変更通知

注: ISMS クラウド・アセット・HACCP は、JCQA による認証ですので、認定機関(JAB 等)への手続きはありません。

#### ・その他注意事項:

ISMS 認証書に関しては以下の注意が必要ですので、該当する場合は弊社審査統括部へその旨の連絡をお願いします。

ISMS 認証書内に ISO/IEC27001:2022 の 6. 1. 3d)に従って組織の適用宣言書が記載されていますが、その中で必要と決定された管理策群の情報源として国内規格及び国際規格を参照し、記載したい場合はご連絡ください。なお、認証文書における上記参照事項は、適用宣言書の中で適用される管理策群の単なる情報源であり、それらの規格に対する認証ではないことを、明確に示さなければならない事が ISO/IEC27006-1:2024 に規定されていることをあらかじめご了承ください。

## 18. 複数サイト(2サイト以上)の場合の(認証書)付属書記載例

**付属書への反映例①**

**見直しする際の視点と事例 (ケース1)**  
 ※認証範囲に本社の活動要素 (販売/開発など) の表記がある場合

before	after
品質マネジメントシステム	品質マネジメントシステム
現在：否	更新時：要
<b>付属書</b>	<b>付属書</b>
登録番号 JCQA-0000 登録日 0000年00月00日 更新日 0000年00月00日 有効期限 0000年00月00日 拡大日	登録番号 JCQA-0000 登録日 0000年00月00日 更新日 0000年00月00日 有効期限 0000年00月00日 拡大日
社名(事業所名)：株式会社	社名(事業所名)：株式会社
所在地： 工場 東京都乙市●●町 222-2 本社 東京都甲市●●町 111-1	活動範囲： 環境製品の <b>開発、販売及び製造</b> 所在地： 工場： 東京都乙市●●町 222-2 環境製品の製造 本社 東京都甲市●●町 111-1 環境製品の <b>開発、販売</b>
活動範囲： 環境製品の <b>開発、販売及び製造</b>	

**付属書への反映例②**

**見直しする際の視点と事例 (ケース2)**  
 ※認証範囲に本社の活動要素の表記がない場合)

before	after
品質マネジメントシステム	品質マネジメントシステム
現在：否	更新時：要
<b>付属書</b>	<b>付属書</b>
登録番号 JCQA-0000 登録日 0000年00月00日 更新日 0000年00月00日 有効期限 0000年00月00日 拡大日	登録番号 JCQA-0000 登録日 0000年00月00日 更新日 0000年00月00日 有効期限 0000年00月00日 拡大日
社名(事業所名)：株式会社	社名(事業所名)：株式会社
所在地： 工場 東京都乙市●●町 222-2 本社 東京都甲市●●町 111-1	活動範囲： 環境製品の製造 所在地： 工場： 東京都乙市●●町 222-2 環境製品の製造 本社 東京都甲市●●町 111-1 環境製品の製造管理業務 ※(例)購買、生産管理、経営者 etc.)
活動範囲： 環境製品の <b>製造</b>	

☆☆工場：  
 ○○県○○市○○1-1-1  
 関連会社：  
 □□化成株式会社：  
 ○○県△△市○○1-2-3  
**B製品の製造**

活動範囲が同一の場合、JCQAでは纏めて記載する表記ルールにしております。

☆☆工場と□□化成株式会社の活動範囲が「B製品の製造」で同一の為、□□化成株式会社の下に纏めて記載します。

## 19. 認証書レプリカ販売のご案内

品質、環境、労働、食品、情報、ISMSクラウド、アセット各マネジメントシステム認証書のレプリカを販売しています。〔レプリカ:「木枠」と「プレート」のセットのことです。〕

### ① 認証書レプリカの材質とサイズ〔例:和文〕



- 外形部分: 木製(こげ茶)  
縦 410(363) × 横 530(485)
- プレート部分(認証書、付属書印字板):  
ステンレス材質(SUS-304BA)  
縦 298 × 横 419  
旧のプレート部分(軸(足)がシルバー)  
縦 306 × 横 427

プレートのみご注文の方へ  
レプリカ木枠の軸(足)の部分を  
ご確認の上、備考欄に☑してください。

### ② 価格表 プレート、木枠それぞれ別注文も承ります。

品名	価格(税別)	備考
認証書レプリカ(和文)	¥ 50,000	2 個目からは ¥ 30,000
認証書レプリカ(英文)	¥ 50,000	〃
プレートのみ(和文)	¥ 35,000	2 個目からは ¥ 15,000
プレートのみ(英文)	¥ 35,000	〃
木枠のみ	¥ 15,000	2 個目以上も割引なし

※1 回の注文で各種 2 個以上注文された場合のみ割引対象となります。

### ③ ご注文方法

お客様ポータルサイトから審査の約 1 週間前に「認証書発行手続きー認証書記載内容確認書・注文書入力送信のお願い」(お知らせメール)を連絡窓口担当者へ発信いたします。レプリカ注文画面にご希望部数をご入力ください。

審査のタイミング以外で追加のご注文がある場合は「品質・環境・労働・食品・情報・ISMS クラウド・アセット認証書レプリカ注文書」(36 ページに掲載)にてご注文ください。様式はホームページに掲載しています。(URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)

なお、レプリカは認証書を基にした受注生産品のため、納品は登録委員会終了後、約 2 か月でお届けします。

### ④ お支払方法について

認証書レプリカ納品後、請求書を送付いたします。弊社指定の銀行口座へお振込みください。振込手数料は貴社にてご負担いただきたくお願い申し上げます。

### ⑤ 旧レプリカのプレートについて 各登録組織で破棄処分をお願いいたします。

日本化学キューエイ(株) 審査統括部 行  
 MAIL : ninsyosyokakunin@jcqa.co.jp  
 (TEL: 03-3580-0951)

審査時以外、「追加」でお申し込みいただく場合にご利用ください。  
 様式はホームページに掲載しています。  
 (URL: <https://www.jcqa.co.jp/registered/>)

## 品質・環境・労働・食品・情報・ISMS クラウド・アセット 認証書レプリカ注文書

次のご希望の項目にチェック☑を入れてください。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 品質 (ISO9001)       | <input type="checkbox"/> 2. 環境 (ISO14001)            |
| <input type="checkbox"/> 3. 労働 (ISO45001)      | <input type="checkbox"/> 4. 食品 (ISO22000)            |
| <input type="checkbox"/> 5. 情報 (ISO/IEC 27001) | <input type="checkbox"/> 6. ISMS クラウド (ISO/IEC27017) |
| <input type="checkbox"/> 7. アセット (ISO55001)    |  |

登録番号: JCQA- \_\_\_\_\_

貴社名: \_\_\_\_\_

受審事業所: \_\_\_\_\_

[レプリカ:「木枠」と「プレート」のセットのことです。]

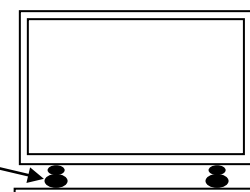
品名	数量	備考
認証書レプリカ(和文)	個	50,000 円/個(同一種 2 個目～:30,000 円)
認証書レプリカ(英文)	個	
プレートのみ(和文)	個	35,000 円/個(同一種 2 個目～:15,000 円)
プレートのみ(英文)	個	
木枠のみ	個	□木製 □シルバー 15,000 円

(税別)

注意!

プレートのみご注文の方へ  
 プレートのサイズが 2 種類ありますので、枠の軸  
 (足)部分がシルバーか木製か備考欄に☑してくだ  
 さい。(プレート部分はステンレス材質)

この部分を  
 ご確認ください。



\* 納品先 \*

住 所: 〒 \_\_\_\_\_

所属部署: \_\_\_\_\_

担当者名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

- ご記入いただきましたお客様の個人情報は、法令に基づいて、弊社が実施している登録業務に係る連絡・調整、並びに弊社の事業のご案内に限り利用させていただきます。

### JCQA記入欄

受付日	発注日	発送日	請求書発行	受付 No.	注文 No.	納品 No.	請求 No.
月 日	月 日	月 日	月 日				